

国交省が新法案検討

国管理空港、民間が運営 コンセッション方式活用

空港特会は当面存続

国土交通省が開会中の今通
常国会に提出する予定の「民
間の能力を活用した国管理空
港等の運営等に関する法律」
案の概要が分かった。多様
な空港管理形態の選択肢の一
つとして、国が土地などを所
有した上で、PFI法の公共

施設等運営権（コンセッション方式）制度を活用できる仕
組みを創設。事業者が地域の
事情に応じた一体的な経営を
実践し、国が所有者として災
害復旧など有事へ対応する。
採算性の低い空港については
引き続き国が管理していく考

て、契約の相手方は国土交通
大臣が個別に審査するといっ
た対応も明確化する。同時に
地方管理空港も、地方公共團
体の判断によって民間委託が
できるよう、特別措置などの
関係規定も整備していく。

全国28空港の着陸料をアーリ
ル管理している空港整備特別
会計は、災害復旧などの空港
整備費と維持管理分野の費用
に大別でき、着陸料などの収
入はおおむね維持管理分野に
充てている。

今回の法案では維持管理分
野を含めた一括運営を民間に
委託し、運営主体が着陸料を
設定して受け取るかわりに運
営の対価を国交省に支払うこと
で、採算性の低い空港の維
持管理に費用を手当てすると
いう、現行の特別会計の目的
を担保する。国交省に支払わ
れる運営の対価は、特別会計

の収支を勘案して空港ごとに
設定する考え。

空港整備特別会計は、前政
権が最終的には廃止するとの
結論を出したものの、羽田空
港の整備にかかる借入金の
償還が条件となっている。こ
のため当面存続する見通し
だ。